〃	第六十二回	十三億三百六十六万円	十三億二百三十万九千五百八十五円
〃	第六十三回	十一億二千三百四十八万円	十一億二千二百三十一万六千二百七十八円
〃	第六十四回	十四億二千五百四十九万円	十四億二千四百二十四万六百九円
〃	第六十五回	十四億五千八百八十一万円	十四億五千八百二十二万八千八百五十円
〃	第六十六回	三十二億四千五百六十六万円	三十二億四千四百二十七万三千八百八十七円
〃	第六十七回	二十四億七千六百二万円	二十四億七千三百三十七万千四百六円
〃	第六十八回	五億二千六百十八万円	五億二千五百六十三万四千九百八十六円
〃	第六十九回	三十八億二千九百四十五万円	三十八億二千五百四十八万三千百六十二円
〃	第七十回	百二十五億七百八十九万円	百二十四億九千六百九十二万六千四百八十九円
〃	第七十一回	百三十二億八千八百七十五万円	百三十二億八千三百四十五万五千五百四十円
〃	第七十二回	六百十一億二千八百四十五万円	六百十一億四百九万二千七百二十六円
〃	第七十三回	千五百万円	千四百九十九万三千九百八十八円
〃	第七十五回	五百万円	四百九十九万八千三百二十円
〃	第七十六回	千万円	九百九十九万七千二百二十八円
〃	第七十八回	千二百万円	千百九十九万七千百七円
〃	第八十四回	一億四千八百二十八万円	一億四千八百二十七万九千百八十九円
〃	第八百一回	二億八千七百五十万円	二億八千七百三十八万四百六十円
〃	第八百二回	六千七百二十七万円	六千七百二十万三百三十五円
〃	第八百三回	三千七百万円	三千六百九十八万四千三百五十円
〃	第八百四回	三千六百八十一万円	三千六百七十七万千八百八十円
合計		千七百四億二千三百九十二万円	千七百三億三千二百三十六万六千四百四十七円

○厚生労働省告示第二百十号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行に伴い、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十九年五月三十日から適用する。

平成二十九年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針等の一部を改正する告示

第一　職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成十一年労働省告示第百四十一号）の一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一　趣旨 この指針は、職業安定法（以下「法」という。）第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三条の五及び第四十二条に定める事項等に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。 また、法第五条の四の規定により職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の遵守等についても定めたものである。 第四　法第五条の四に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い） 一・二　（略）	第一　趣旨 この指針は、職業安定法（以下「法」という。）第三条、第五条の三、第五条の四、第三十三条の五及び第四十二条に定める事項等に関し、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が適切に対処するために必要な事項について定めたものである。 また、法第五条の四の規定により職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者及び労働者供給事業者（以下「職業紹介事業者等」という。）が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき職業紹介事業者等が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。 第四　法第五条の四に関する事項（求職者等の個人情報の取扱い） 一・二　（略）